

「行政書士試験の施行に関する定め」の改正の概要(案)

1 改正の理由

複雑・多様化する社会情勢、高度情報通信社会の進展、司法制度改革などの変革に伴い、行政書士に求められる役割が増大してきている。また、これらの変革に対応して、契約書作成代理業務等の明確化(平成13年改正)、電磁的記録の作成業務の追加(平成14年改正)等の行政書士法の改正等が行われ、行政書士制度の充実が図られてきた。

以上のような役割の増大・制度の充実に伴い、「行政書士の業務に関し必要な知識及び能力」に変化が生じており、行政書士試験の見直しを行う必要がある。この点、登録・入会後の行政書士については、資質向上のための研修の義務付け(平成15年行政書士法改正)がなされている。

以上より、現行試験に対する各方面からの意見も踏まえ検討を行い、行政書士法第3条第1項に基づいて総務大臣が定める「行政書士試験の施行に関する定め」を下記3.のとおり改正しようとするものである。

2 改正の考え方

業務分野が多岐にわたり特定されないという行政書士の業務の特性を踏まえつつ、行政に関する手続の専門家、権利義務に関する私人間の契約書作成等の専門家、司法制度改革に伴って活躍が期待される隣接法律専門職種としての位置付け、電磁的記録の作成業務が行政書士の業務として新たに追加されたこと等の観点から、

- (1) 法令等科目について、法令の知識を有するかどうかのみならず、法令に関する理解力、思考力等の法律的素養を身に付けているかをより一層問うこととすべく、出題法令を限定する。
- (2) (1)と同様の趣旨から、試験時間を拡大するとともに、法令等科目の出題割合を増大する。
- (3) 電磁的記録の作成業務の追加及びその業務等に係る個人情報の適正な取扱いの要請に鑑み、「情報通信・個人情報保護」を出題分野として明示する。
- (4) 「情報通信・個人情報保護」の明示に伴い、行政書士の業務に関連する知識につき、出題範囲を明確化する。

3 改正点

(1) 試験科目の改廃（一覧表別添）

行政書士の業務に関し必要な法令等から「行政書士法（行政書士法施行規則を含む。）」「戸籍法」「住民基本台帳法」「労働法」及び「税法」を削除する。（ただし、これらについては、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」分野において、関連する知識を問う出題がなされうる。）

行政法の出題範囲を明確化するため、「行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）」とする。

「一般教養」を「行政書士の業務に関連する一般知識等（政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解）」とする。

(2) 科目別出題数

出題数につき、「行政書士の業務に関し必要な法令等から四十題、一般教養から二十題」を「行政書士の業務に関し必要な法令等から四十六題、行政書士の業務に関連する一般知識等から十四題」とする。

(3) 試験日

毎年「十月の第四日曜日」から「十一月の第二日曜日」とする。

(4) 試験時間

30分拡大することとし、「午後一時から午後三時三十分まで」を「午後一時から午後四時まで」とする。

(5) 合格発表日

試験を実施する日の属する年度の1月の「第三週」に属する日から1月の「第五週」に属する日とする。

4 実施時期

平成18年度に実施される試験から、本改正内容を適用する。

試験科目の改廃一覽

【 改 正 案 】

【 現 行 】

行政書士の業務に関し必要な法令等 (46 題)	憲 法
	行 政 法 ・ 行政法の一般的な法理論 ・ 行政手続法 ・ 行政不服審査法 ・ 行政事件訴訟法 ・ 国家賠償法 ・ 地方自治法 を 中 心 と す る 。
	民 法
	商 法
	基 礎 法 学
行政書士の業務に関連する 一般知識等 (14 題)	政治・経済・社会
	情報通信・ 個人情報保護
	文章理解

削除された法令については、「政治・経済・社会」又は「情報通信・個人情報保護」において、関連する知識を問う出題がなされる。

削除 ←	行政書士法 (行政書士法施行規則を含む。)	行政書士の業務に関し必要な法令等 (40 題)
	憲 法	
	行 政 法	
	行 政 手 続 法	
	行政不服審査法	
	地 方 自 治 法	
削除 ←	戸 籍 法	
削除 ←	住民基本台帳法	
	民 法	
	商 法	
削除 ←	労 働 法	
削除 ←	税 法	
	基 礎 法 学	
	一 般 教 養 (20 題)	